

卒業の認定に関する方針

学則に定める本校の教育目的を踏まえ、所定の単位を修得し、所定の授業料等を納入し、歯科医療分野の専門職として必要な知識・技術と社会・地域に貢献できる次に示す卒業の認定に関する方針の能力と態度を有するに至った者に卒業判定会議の議を経て校長が卒業認定し、卒業証書と専門士を授与する。

所定の単位、単位認定規程等は学生便覧に記載し、学生に配布している。

また、卒業認定については、HP にも公開している。

【 卒業の認定に関する方針の具体的な内容 】

大分県歯科技術専門学校 ディプロマポリシー

- ・医療人として必要となる専門的な知識や技術に加えて、臨床対応能力を習得できている。
- ・教育課程を修了し、歯科技工士や歯科衛生士の国家試験を取得できる能力を有している。
- ・明確なキャリア意識を形成できており、職業人としての人間性や社会性を体得している。

備考 学則（抜粋）

第13条 第10条に規定してある科目を履修し、定められた単位を修得した者については、進級または卒業を認める。

第14条 第6条に規定する期間在校し、所定の科目に合格した者には、卒業証書を授与する。

- 2 前項により歯科衛生科及び歯科技工科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。